

報酬改定及び留意事項等 (日中活動系、施設、障害児)

1 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の人員基準

専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに人員基準を見直す。令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、令和5年3月31日をもって経過措置終了。

人員基準

旧（～R3.3.31）	現行（R4.4.1～）
指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は <u>障害福祉サービス経験者</u> の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）	指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる <u>児童指導員又は保育士</u> の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。） <u>令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所は、2年間の経過措置を設定。</u>

改正後の人員基準を満たさない場合は、人員基準違反となり、人員欠如減算や行政指導の対象となりますので、十分ご注意ください。

2 障害者虐待防止・身体拘束等の適正化【全サービス対象】

（1） 障害者虐待防止について

障害者虐待防止の更なる推進のため、令和3年度報酬改定により運営基準に以下の内容が盛り込まれた。令和4年度から義務化。

- ・ 虐待防止委員会（ ）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
障害者虐待防止の更なる推進

旧（～R3.3.31）	現行（R4.4.1～）
従業者への研修実施（努力義務） 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）	従業者への研修実施（義務化） 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化） 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

（2） 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

- ・ 令和4年度から義務化。
- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用。
 (虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。)
 運営基準について
- ・ 現在、訪問系サービス以外において義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化。
 (虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。)

運営基準

旧 (~R3.3.31)	現行 (R4.4.1~)
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p><u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和4年度から義務化)</u></p> <p><u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)</u></p> <p><u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(令和4年度から義務化)</u></p>

身体拘束廃止未実施減算 5単位/日

旧 (~R3.3.31)	現行 (R4.4.1~)
次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	<p>次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。</p> <p>身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること <u>(令和5年4月から適用)</u></p> <p><u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)</u></p> <p><u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)</u></p> <p><u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること(令和5年4月から適用)</u></p>

運営基準を満たさない場合は、運営基準違反となり、行政指導の対象となりますので、十分ご注意ください。

3 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の総量規制

新規指定又は定員増を行う場合は、事前に事業所所在市町の総量規制がないか確認すること。

対象：児童発達支援、放課後等デイサービス

（児童発達支援センター、重症心身障害児対象事業所を除く）

事務のながれ

事業者等から「障害児通所支援事業指定に係る意見書交付申請書」による申請があれば、市町障害児福祉計画における目標値の範囲内かどうか確認のうえ、意見を記載し、市町長印を押印した意見書を交付する。

県の取扱い

市町障害福祉計画に定める目標値に達したと判明した以降の新規指定を行わない。

4 事故発生時の対応【全サービス】

事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県HP掲載の「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」により、所定の様式により市町等に対して直ちに報告するとともに、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告すること。

また、速やかに事故原因の発見に努め、改善策を講じた体制を整備すること。

（報告の範囲） サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
食中毒及び感染症等の発生
職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生 等

5 感染症や災害への対応力の強化【全サービス】

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

（1）感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、令和3年度より3年間の経過措置（準備期間）が設けられている。

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。 その際、令和3年度より3年間の経過措置（準備期間）が設けられている。

なお、別添「福祉事業所における事業継続計画（BCP）について」を参考に、事業継続計画の策定に取り組むこと（別添1参照）。

6 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修体系の見直し【全サービス】

研修体系見直しに伴う経過措置の一部が、令和5年度末までに終了。

- ・ 旧体系研修受講者は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- ・ 新体系研修受講者(R1～R3 基礎研修受講者かつ基礎研修受講時点で実務要件を満たす者)は、基礎研修修了日以後3年間は実践研修未修了でもサビ管等とみなす。

サビ管・児発管の確保が難しい場合、特例があるので、まずは、県に相談すること。

「サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修の見直しについて」(別添2参照)

7 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の定員超過利用減算

令和4年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室からの事務連絡において、障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて、示されたところであるが、毎月の報酬請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、所定の減算対象確認シートを用いて定員超過利用減算適用の有無を確認すること。

なお、原則として、障害児通所支援事業所においては、指定基準において、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととすること。

【定員超過利用減算】

サービス種類		児童発達支援 医療型児童発達支援(指定医療機関を除く) 放課後等デイサービス	障害児入所支援 (指定医療機関を除く)
減算の対象			
1日あたり 利用実績	利用定員 50人以下	1日の障害児数 > 利用定員 × 150%	1日の障害児数 > 入所定員 × 110%
1日について 障害児全員	利用定員 51人以上	1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	1日の障害児数 > 利用定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5
直近の過去3月 間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所 日数利用定員 × 105%
1月間について 障害児全員	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	

定員超過は、運営基準違反となり、行政指導の対象となります。

8 医療的ケア児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、第6期県障害福祉実施計画（～令和5年度）において、「医療的ケア児等コーディネーターの配置」、「教育と福祉の協議の場の設置」、「障害児の相談窓口の設置」の全市町設置を目標としている。

また、県において令和3年度より圏域医療的ケア児等コーディネーターを配置、令和4年6月15日に兵庫県医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族などからの相談に対応を行っているので、積極的に活用願いたい。（別添3参照）

9 重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業

重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所については、第6期県障害福祉実施計画（計画期間2021～2023年度）において、全市町（政令・中核市除く）への設置を目標としている（複数市町による共同設置も可）。

目標の達成に向けて、本事業を積極的に活用願いたい。（別添4参照）

10 医療支援型グループホーム整備・運営支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を構築するため、医療型障害児入所施設空白圏域（但馬・丹波・淡路圏域）に常時看護師を配置したグループホームに対して運営費及び整備費を支援しているため、積極的に活用願いたい。（別添5参照）

11 こどもの安心・安全支援事業

障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

- (1) 送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費
対 象：児童発達支援、児童発達支援センター、放課後等デイサービス
補助内容：175千円/台、定額
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援のために必要な装置・機器の購入費
対 象：児童発達支援、児童発達支援センター
補助内容：200千円/事業所、負担割合 国3/5 県1/5 事業者1/5
- (3) 登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費
対 象：児童発達支援、児童発達支援センター
補助内容：端末購入あり700千円/事業所、端末購入なし200千円/事業所
負担割合 国3/5 県1/5 事業者1/5

障害児通所支援の送迎車両は、原則として安全装置の設置が必要になります。

12 障害児の新たな移行調整の枠組み

児童福祉法の一部改正（令和4年法律第66号）により、障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化として、障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とすることとなった。（別添6参照）

（1）みなし規定利用廃止

令和5年3月末時点で19歳以上の者及び18歳のみなし規定利用者は、令和6年4月1日以降、障害児入所施設の利用ができなくなる。

令和5年3月末時点で18歳の契約・措置延長者は最長22歳まで延長可能

（2）調整の責任主体の明確化及び協議の場の設置

県(政令市)の呼びかけのもと、関係機関が連携・協力して移行調整を行う。

13 要配慮者利用施設における避難確保計画・避難訓練の実施

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難態勢の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。浸水想定区域や土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設（障害児通所支援事業の用に供する施設を含む）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっている。

14 地域生活支援事業の推進

障害者総合支援法の一部改正（令和4年法律第104号）により、障害者等の地域生活の支援体制の充実が図られた。

- ・ 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び地域生活支援等を整備（市町努力義務）
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

1 事業継続計画とは

地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

大規模地震が発生すると、経営資源（ヒト 職員、モノ 施設や設備、カネ 資金、情報といった法人を運営するのに欠かせないもの）を通常時のようには利用できなくなります。限られた経営資源の中で、法人の中の事業のうち、継続する必要がある事業と休止する事業に振り分け、継続する事業においても、継続する業務と休止する業務に分けます。継続する業務については、被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられます。

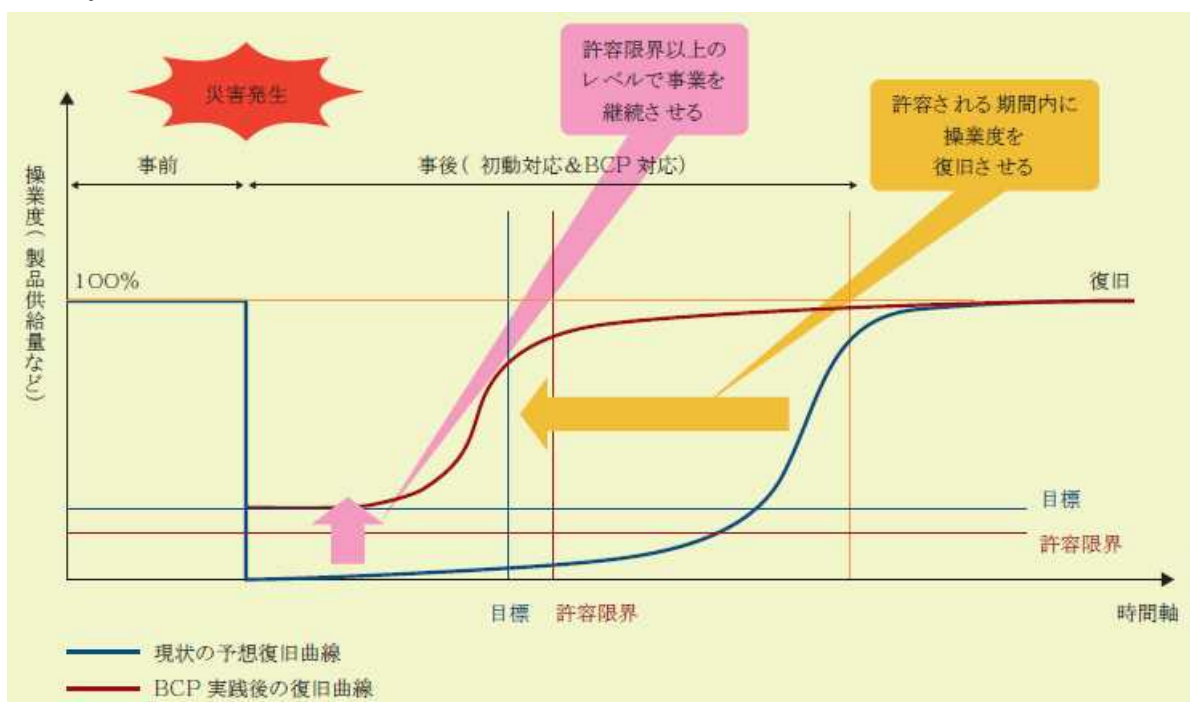
2 事業継続計画の策定効果

下表は、事業継続計画を策定して実践している場合とそうでない場合で、災害が発生してから時間の経過とともに操業度（製品供給量、サービス提供量など）がそれぞれどのように回復していくのかを表したものです。

事業継続計画を策定していない法人（青線）では、災害が発生すると操業度がゼロになってしまい、その後もしばらく低い水準が続き、サービスの利用者がサービスの提供を求める最低限の水準（操業度に関わる許容限界）を下回り、また、サービス提供の復旧を待つことのできる時間（許容される期間、時間に関わる許容限界）よりも長く復旧に時間を要しています。

一方、事業継続計画を実践している法人（赤線）では、災害が発生しても操業度が許容限界を上回る水準を維持しているとともに、許容される期間よりも早く操業度が復旧します。

事業継続計画を策定し実践していくことで、青線を赤線に近づけていくことを目指します。



3 事業計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は、次の図表のような流れで策定・運用していきます。

・事業継続方針の検討

法人全体における事業継続計画の基本となる方針を検討します。この方針は、以下の具体的な計画検討の指針になります。

・想定する緊急事態とその被害想定

どのような緊急事態に対応するのかを決め、その緊急事態が発生すると、職員、施設、設備といった経営資源やライフラインにどのような被害が出るのかを想定します。

・重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

法人の実施する事業のうち、緊急事態が発生したときに優先的に継続または早期復旧していく重要な事業を選び、その事業の目標とする復旧時間（目標復旧時間）を決めます。

・目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な事業で実施されている業務を洗い出し、その業務に用いられる経営資源が何かを特定します。洗い出された経営資源が、で想定した被害想定にあてはめて、どれだけの被害を受けるかを検討します。検討の結果、優先度の高い業務を継続、または目標とする復旧時間内に復旧することができるかどうか、どの程度の水準で業務を実施するのかを検討します。

・重要な事業の継続や早期復旧対策の検討

継続しなければならないのに継続できない業務や、目標復旧時間内に復旧できないと判断された業務について、どのようにして、継続、または目標復旧時間内に復旧するのか検討をします。

・事業継続計画の文書化

初動対応マニュアルや事業継続計画書として文書にまとめ、あわせて、で検討した今後行う対策についてもリスト化し、実施管理します。

・事業継続計画の周知・徹底

まとめた事業継続計画の内容を職員に教育や訓練をして周知、徹底することで、緊急事態発生時に的確に対応することができるようにします。

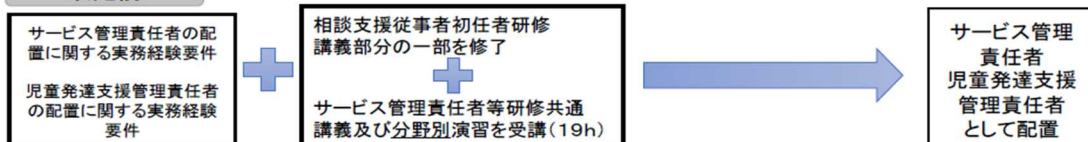
・事業継続計画の点検・見直し

事業継続計画の点検や見直しを行うことで、いざという時に本当に役に立つ事業継続計画とします。

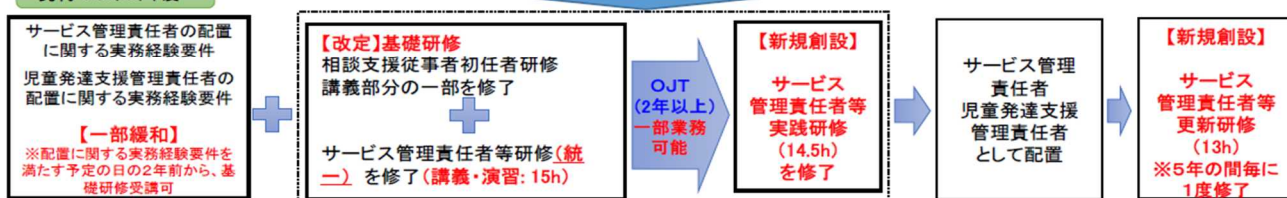
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修(旧体系)修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末までは、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修 ※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者 初任者研修 講義部分

サービス管理責任者等 基礎研修 講義・演習

サービス管理責任者等 実践研修 講義・演習

サービス管理責任者等 更新研修

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

基礎研修修了後3年間で2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等更新研修 ※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

入職

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者 初任者研修 講義部分

サービス管理責任者等 基礎研修 講義・演習

サービス管理責任者等 実践研修 講義・演習

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等更新研修 ※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

令和4年6月15日開設

兵庫県医療的ケア児 支援センター相談窓口

兵庫県医療的ケア児支援センターは、日常的に医療的なケアを必要とする
お子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう
様々な相談をお受けする窓口です。

このような相談内容があれば、お気軽にご相談ください

夜間のケア
が大変。

学校卒業後の進
路について相談
したい。

家の近くに受け入
れてくれる学校、
保育所、障害福祉
施設はないの？

地域に医療的ケア
児を支援できる
サービスがまだま
だ少ない。

医療的ケア児や
家族との関わり
方が難しい。

親の病気、親なき
あとの問題、
どうしたらいい？

退院後、自宅で
安全に生活して
いけるのか。

家に連れて帰っ
てきて本当に良
かったのか。

他分野の
サービスを知
りたい。

医療的ケア児の
支援者間で情報
交換がしたい。

他の事業所における
医療的ケア児の支援
方法、関わり方を知
りたい。

医療的ケア児の家
族同士で交流する
場がほしい。

障害児福祉
手当を受け
たい。

最新のケア用具
の情報が
知りたい。

医療的ケアの内
容をもっと詳し
く知りたい。

緊急時の子ども
(医療的ケア児)
の預け先はない
の？



ご家族



学校や保育所、
障害福祉施設など
関係機関

兵庫県医療的ケア児支援センター相談窓口

TEL 0790-44-2886

FAX 0790-44-2929

Email icare@medical-kizuna.net

住所 兵庫県加西市若井町字猪野 83-31
(医療福祉センターきずな内)

※来所相談の際は、個人情報保護の観点から個室で対応します。

受付時間：月曜日～金曜日 09：00-17：00
(土日・祝日・年末年始を除く)

【相談対応を行うスタッフ】

相談支援専門員：医療的ケア児への支援に相当の経験を有するもの

看護師：主に医療的ケアに関する相談に対応

アドバイザー
ドクター：医療的ケアの診療を専門とする医師を配置。バックアップ体制。

医療的ケア児とは

医療機関においてNICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

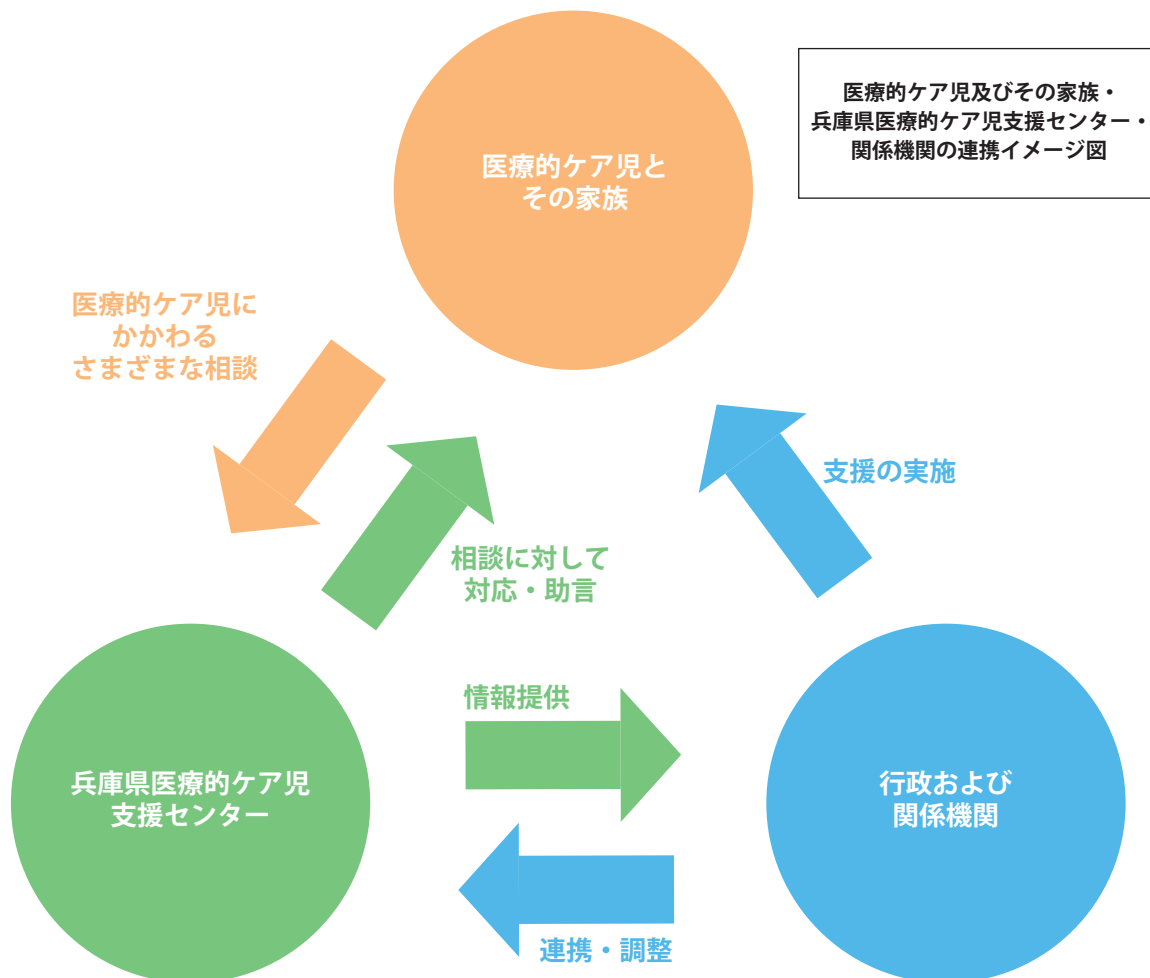
全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人。（令和2年度厚労省推計値）

兵庫県医療的ケア児支援センターとは

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応します。

【兵庫県医療的ケア児支援センターの役割】

- 医療的ケア児の家族等からの相談をワンストップで受け止め、市町や事業者等と連携して対応すること
- 医療的ケア児の支援に係る情報の集約点として、市町、病院、学校など関係機関との連絡調整の中核となること
- 当事者間のネットワーク構築を目的とした家族交流会の開催



兵庫県医療的ケア児支援センター相談窓口

兵庫県加西市若井町猪野 83-31（医療福祉センターきずな内）

TEL 0790-44-2886

FAX 0790-44-2929

EMAIL icare@medical-kizuna.net

受付時間：月曜日～金曜日 09：00-17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業

1 趣旨・目的

第6期障害福祉実施計画（計画期間：令和3～5年度）において、重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所の全市町設置（複数市町による共同設置も可）を目標としているものの、当該事業への新規参入事業所が著しく少ない状況であるため、事業所開設後の必要経費の一部を補助し、目標達成に向けた取組を促進する。

併せて、重度心身障害児通所支援事業所に通うことができない重症心身障害児の自宅を訪問して訓練・指導を行う居宅訪問型児童発達支援事業所の整備促進を図るため、必要経費の一部を補助することにより、重症心身障害児及びその家族が安心して在宅生活が続けられる環境を整備する。

2 事業内容

区分	重症心身障害児通所支援事業	居宅訪問型児童発達支援事業
補助基準額	<p>17,560円/日（定員5人の場合） ×年間未利用延人数</p> <p>報酬区分における最低定員は5人であり、利用実人数が定員5人に達する場合は黒字運営が可能。</p> <p>利用者数(訪問回数) 5 (25) 4 (20) 3 (15) 2 (10) 1 (5) 0</p> <p>補助基準額の考え方(開所1年間)</p> <p>補助対象</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12</p>	<p>(10,350円/日 × 【年間訪問基準人数300人 - 年間訪問実績人数】) の年間合計額</p> <p>年間訪問基準人数300人の根拠 保育所等訪問支援事業を参考に積算 3,000千円 【年間必要経費(実態調査)】 ÷ 10,350円 (訪問1回当基本報酬) 300回/年</p> <p>補助対象期間：最大1年</p>
補助対象	未設置市町で整備予定の重症心身障害児専用通所支援事業所	未設置市町で整備予定の居宅訪問型児童発達支援事業所
負担割合	県1/3 市町1/3 事業者1/3 (政令・中核市除く)	

医療支援型グループホーム整備促進事業

1 目的

医療型障害児入所施設の空白圏域における医療支援型グループホーム（日常生活において医療的ケアが必要な障害者を主な対象とし、医療機関と緊密に連携を図りながら、24時間体制で看護職員による医療的ケアが提供できる日中サービス支援型として事業者指定を受けたグループホーム）の運営及び整備に要する経費に対して補助をすることにより、医療的ケアが必要な障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備することを目的とする。

2 実施主体 事業の実施主体は、政令指定都市、中核市を除く兵庫県内の市町とする。

3 定義

「医療支援型グループホーム」とは、次の各号に掲げる要件を満たす施設をいう。

- (1) 定員は20名とし、対象者は共同生活援助の対象となる障害者のうち、原則、日常生活において医療的ケアを必要とする障害者で、(準)超重症児(者)入院診療加算対象者の利用を別途定める割合以上とすること
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助の事業指定を受けること
- (3) 看護職員を常時配置すること

4 助成対象者

補助金の交付を受けることができる者は、入居者が現に入居しているグループホームを運営する者とする。

5 対象経費、基準額、負担割合

対象となる経費、基準額、負担割合は、次表のとおりとする。

(1) 運営支援事業

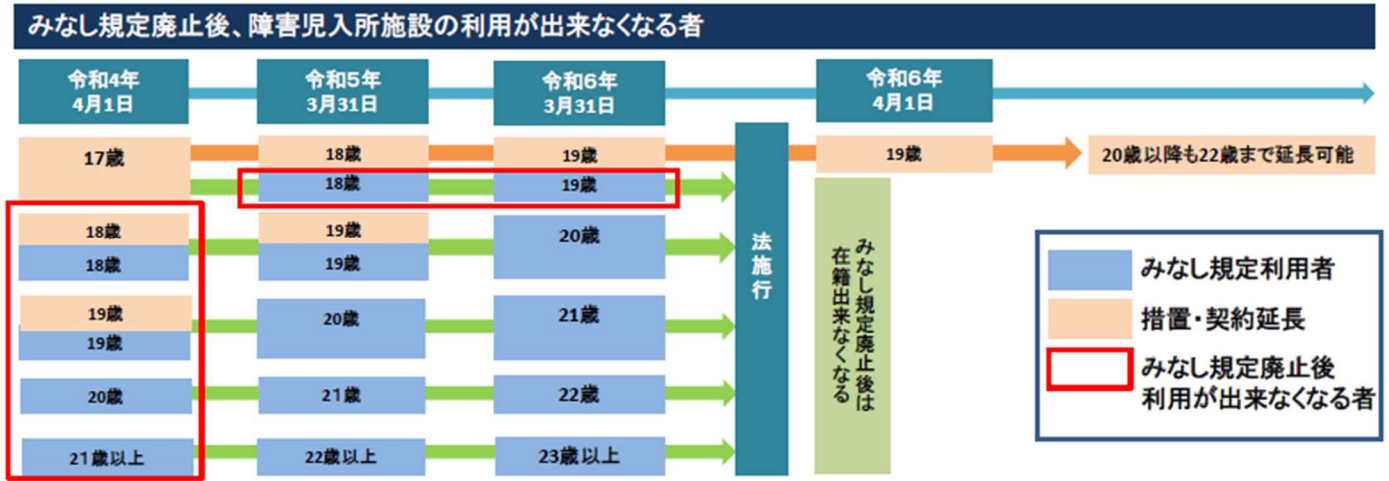
補助対象経費	医療支援型グループホーム（政令・中核市を除く）において看護職員を雇用するために必要な給料、職員手当、賃金、法定福利費、通勤旅費に対して市町が助成した経費
補助基準額	入所者1人当たり月額73,000円に当該年度における各月初日在籍日数の合計数を乗じて得た額
負担割合	県1/2 市町1/2（政令・中核市除く）

(2) 整備支援事業

補助対象経費	居室・トイレ・浴室等に整備する介護用リフトの工事（請負）費 非常用発電機の購入費
補助基準額	天井走行型介護用リフト：1,250千円×台数（ただし26台以内） 非常用発電機：300千円×台数（ただし4台以内）
負担割合	県1/2 事業者1/2

6 助成の額

助成金の額は、5に定める対象経費の額と基準額とを比較して少ない方の額に負担割合を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て）とする。



みなし規定廃止後、障害児入所施設の利用が出来なくなる者の年齢別内訳

年齢	在籍者	内移行先未決定
18歳	142	95
19歳	80	56
20歳	24	17
21歳以上	152	63

18才以上総数	内移行先未決定
398	231

出典 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和4年4月1日時点）

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】
 障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
 （※既存の自立支援協議会の活用も想定）

- 協議の場における検討内容**
- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
管内（都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設）の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
 - ②広域調整
関係団体の協力も得て、地域資源（グループホーム等）の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
 - ③個別ケース会議
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。（⇒以下参照）
 - ④地域資源開発
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

- 個別ケース会議の検討内容**
- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
 - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長（22歳まで）の判断

